岩泉町森林経営管理制度実施方針

令和５年12月策定

１　趣旨

　　岩泉町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という）は、岩泉町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう岩泉町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

２　現状と課題

岩泉町の森林面積は、91,468haで総土地面積の92.2％を占めており、その内民有林は61,299haで67.0％を占めている。本町の森林は、昭和36年のフェーン災害復旧等を契機として、以後営々と続けられてきた造林の推進により、アカマツ林を主体とした２万haに及ぶ人工林と多様な樹種、林相を有する4万haの広葉樹林で形成されている。

民有林の針葉樹、広葉樹の割合は、面積でそれぞれ33.8％、63.1％、蓄積は12,199千立方メートルでそれぞれ51.3％、48.7％となっている。このうち、人工林は19,966haで、人工林率は32.6％となっており、県平均の42％を下回っている。

樹種別割合は、アカマツ54.8％、次いでカラマツ28.2％、スギ15.3％とアカマツ林が半数以上を占めている。

齢級別にみると、９齢級以上が75.4％と成熟し、伐期を迎えた林分で占められている。

これら森林の適切な整備を推進していくことは、SDGsや地球温暖化対策等に大きく貢献できるものであり、森林の持続可能な整備と経営管理の実現が、これからの重要な課題となっている。

３　森林整備の基本的な考え方

　　岩泉町の民有林において、森林所有者による整備を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、下記４に該当する森林を実施方針の「対象森林」として、当該対象森林の有する防災・減災等の多面的機能の維持・増進を図るため、森林所有者への意向調査等の森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

４　対象森林の考え方

　　対象森林は、下記（１）に該当する森林を除いた「適切な経営管理が行われていない森林」とし、必要に応じて随時追加又は除外することができるものとする。

（１）対象森林から除外する森林

　　　次のいずれかに該当する森林。

ア　公有林（県有林、市町村有林及び財産区有林）

　　イ　団体有林（企業、森林関係団体、社寺、地区等が所有する森林）

ウ　天然林（広葉樹、アカマツ等）

　　エ　森林経営計画を作成した又は作成する予定の森林

　　オ　概ね10年以内に間伐等の施業履歴のある森林

　　カ　境界が不明又は係争中の森林

　　キ　集約が困難な点在する小規模な森林、現地調査等により施業が困難な森林及び施業の必要がないと認められる森林

　　ク　未相続等森林所有者が確定していない森林

　　ケ　地上権や抵当権等第3者の権利が設定されている森林

（２）整備を優先する対象森林

　　ア　土砂災害警戒区域等、防災・減災機能等の維持・増進を図ることが必要と認められる森林

　　イ　地域住民の要望等により、当該森林の多面的機能の維持・増進が必要と認められる森林

　　ウ　対象とする樹種は、植栽された針葉樹林のうち、スギ及びカラマツを優先的に実施する。

上記の対象とする森林の面積は、隣接する森林の合計が、おおむね0.5ha以上とする。

５　意向調査

（１）実施方法

　　　対象森林の管理状況や今後の経営管理の意向等について、当該森林を所有する者又は管理する権原等を有する者に対して「アンケート形式」により実施する。

（２）実施地域

　　　町内の６つの行政地域を基本の単位として順次実施する。

６　意向調査後の森林経営管理

　　意向調査の結果、森林所有者等が自ら経営管理を行う場合及び当面実施すべき施業がない場合を除き、下記のいずれかの方法により適切な森林の経営管理が行われるよう調整を進める。

（１）既存の補助事業等の活用による経営管理

　　　森林組合をはじめとする意欲と能力のある林業経営体等と連携・調整の上、既存の補助事業等を活用し、森林整備を促進することを原則とする。

（２）森林経営管理権等による経営管理

　　　上記による経営管理が困難な場合は、森林経営管理法に基づく森林経営管理権の設定や岩泉町が森林所有者と協定を締結することなどにより、森林整備を推進する。

７　実施費用

　　実施方針に基づき岩泉町が実施する意向調査や森林整備等に必要な費用は、岩泉町への森林環境譲与税を財源とし、財源の許す範囲で実施する。

８　その他特記事項

（１）実施方針の公表

　　　実施方針については、岩泉町のホームページ等により公表する。

　　　また、意向調査の実施状況等から実施方針の見直しが必要となった場合は、随時見直しを行う。

（２）調査結果の反映

　　　実施方針に基づき行った意向調査や現地調査等の結果、森林簿や林地台帳等の情報と差異があった場合は、修正等を随時実施し、森林経営管理の効率的な運用に資するよう努める。

（３）実施体制

　　　実施方針に基づき行う意向調査等の業務については、必要に応じて外部委託等を行って効率的な制度運用を図る。